

◆振動規制法の特定施設について

振動規制法では、著しい振動を発生する金属加工機械等を『特定施設』(表1)と定め、これらの施設を使用する工場・事業場を『特定工場等』としています。特定施設については、振動の規制基準が定められているほか、他法令の届出等と別に、以下の届出(表2)をする必要があります。

○振動規制法で定める特定施設(表1)

1. 金属加工機械	イ、液圧プレス(矯正プレスを除く)
	ロ、機械プレス
	ハ、せん断機(原動機の定格出力が1kw以上のもの)
	ニ、鍛造機
2. 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。冷凍機用を除く)	ホ、ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5kw以上のもの)
3. 土石用または鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	
4. 織機(原動機を用いるもの)	
5. コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力合計が2.95kw以上のもの) 並びに、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力合計が10kw以上のもの)	
6. 木材加工機械	イ、ドラムバーガー
	ロ、チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの)
7. 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの)	
8. ゴム練用または合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外で、原動機の定格出力が30kw以上のもの)	
9. 合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳造型機(ジョルト式のもの)	

○振動規制法にもとづく届出(各2部が必要です)(表2)

☆届出の必要な場合	☆届出の種類	☆届出の期限
・新しく特定施設を設置しようとするとき (振動規制法第6条1項)	特定施設設置届	工事を始める 30日前まで
・種類及び能力ごとの数、または使用方法を変更しようとするとき (8条)	特定施設の種類 及び能力ごとの 数、または使用 の方法変更届	
・種類及び能力ごとの数が増加しない ・使用方法について開始時刻の繰上げ、 または終了時刻の繰下げを伴わない	届出不要	
・振動を防止する方法を変更しようとするとき (8条1項)	振動の防止の方 法変更届	
・振動の大きさが増加しないとき	届出不要	
・氏名、住所、代表者名、工場・事業場の名称、 所在地を変更したとき(10条)	氏名(名称、住所、 所在地)変更届	変更の日より 30日以内
・特定工場に設置された特定施設のすべてを譲 り受けたり、借り受けたとき(11条)	承継届	承継の日より 30日以内
・特定施設のすべての使用を廃止したとき (10条)	使用全廃届	廃止の日より 30日以内

○お問い合わせ及び書類の提出先

世田谷区 環境政策部 環境保全課

TEL03 - 6432 - 7137 FAX03 - 6432 - 7981

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 二子玉川分庁舎 B棟3階

○届出に添付する書類(各2部)

(注:届により、必要な書類が異なります。お問い合わせください。)

・振動の防止の方法 ・付近の見取図(住宅地図等の写し) ・施設の配置図
(建物の平面図) ・建物の立面図 ・かなばかり図 ・施設のカatalogの写し
など